

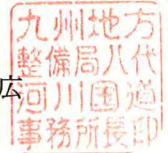
# 公 告

## 八代河川国道事務所が管理する球磨川直轄管理区間における 災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成23年2月22日

国土交通省九州地方整備局  
八代河川国道事務所長 笠井 雅広



### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する球磨川直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

#### (2) 基本協定区間

基本協定締結の巡視区間は表-1のとおりであり、11区間それぞれに各々の業者と基本協定を締結するものとする。ただし、1.(5)により対象区間が複数になる場合がある。なお、緊急時の災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的として災害対策用機械機器等についての運用は各出張所管内の全区間とする。

また、表-1の運用範囲(ポンプ車)に「運用区間」と記載してある協定業者においては、内水対策を目的とした排水ポンプ車の運用を各出張所管内の運用区間にて行うものとする。

(表-1) 基本協定内容

| 番号 | 区間名  | 基本協定巡視区間 |          |                                    |  |                  | 距離      | 運用範囲             |         |            |
|----|------|----------|----------|------------------------------------|--|------------------|---------|------------------|---------|------------|
|    |      |          |          |                                    |  |                  |         | 災害災害対策用<br>機械機器等 | ポンプ車    |            |
| 1  | 八代-1 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 0k000 ~ 6k000<br>0k000 ~ 5k300     | 八代市鼠蔵町から球磨川堰付近まで<br>八代市水島町から夕葉橋まで      | 6.000<br>5.300   | 八代出張所管内 | 八代<br>運用区間       |         |            |
| 2  | 八代-2 | 前川       | 右岸<br>左岸 | 0k600 ~ 5k130<br>0k800 ~ 5k100     | 八代市新開町から球磨川分派地点まで<br>八代市中北町から球磨川分派地点まで | 4.530<br>4.300   |         |                  |         |            |
|    |      | 南川       | 右岸<br>左岸 | 0k800 ~ 2k970<br>0k310 ~ 2k880     | 八代市中北町から球磨川分派地点まで<br>八代市北原町から球磨川分派地点まで | 2.170<br>2.570   |         |                  |         |            |
| 3  | 八代-3 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 6k000 ~ 13k300<br>5k300 ~ 13k300   | 球磨川堰付近から深水橋まで<br>夕葉橋から深水橋まで            | 7.300<br>8.000   |         |                  |         |            |
| 4  | 八代-4 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 13k300 ~ 19k900<br>13k300 ~ 19k900 | 深水橋から荒瀬ダムまで<br>深水橋から荒瀬ダムまで             | 6.600<br>6.600   |         |                  |         |            |
| 5  | 八代-5 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 19k900 ~ 28k900<br>19k900 ~ 28k900 | 荒瀬ダムから瀬戸石ダムまで<br>荒瀬ダムから瀬戸石ダムまで         | 9.000<br>9.000   |         |                  |         |            |
| 6  | 八代-6 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 28k900 ~ 37k300<br>28k900 ~ 37k300 | 瀬戸石ダムから神瀬橋まで<br>瀬戸石ダムから神瀬橋まで           | 8.400<br>8.400   |         |                  | 運用区間外   |            |
| 7  | 人吉-1 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 37k300 ~ 48k200<br>37k300 ~ 48k200 | 神瀬橋から球磨橋まで<br>神瀬橋から球磨橋まで               | 10.900<br>10.900 |         |                  |         |            |
| 8  | 人吉-2 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 48k200 ~ 59k400<br>48k200 ~ 59k400 | 球磨橋から西瀬橋まで<br>球磨橋から西瀬橋まで               | 11.200<br>11.200 |         |                  | 人吉出張所管内 | 人吉<br>運用区間 |
|    |      | 万江川      | 左右岸      | 0k000 ~ 0k850                      | 球磨川合流地点から万江川橋まで                        | 1.700            |         |                  |         |            |
| 9  | 人吉-3 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 59k400 ~ 69k600<br>59k400 ~ 69k600 | 西瀬橋から錦大橋まで<br>西瀬橋から錦大橋まで               | 10.200<br>10.200 |         |                  |         |            |
|    |      | 川辺川      | 左右岸      | 0k000 ~ 2k380                      | 球磨川合流地点から柳瀬橋まで                         | 4.760            |         |                  |         |            |
| 10 | 人吉-4 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 69k600 ~ 80k000<br>69k600 ~ 80k000 | 錦大橋から中島橋まで<br>錦大橋から中島橋まで               | 10.400<br>10.400 |         |                  |         |            |
|    |      | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 80k000 ~ 91k800<br>80k000 ~ 91k800 | 中島橋付近から幸野ダム直下流まで<br>中島橋付近から幸野ダム直下流まで   | 11.800<br>11.800 |         |                  |         |            |

(3) 協定期間 平成23年4月1日(予定) ~ 平成24年3月31日

(4) 希望区間毎に人員配置が可能であれば複数班にて複数区間を希望できるものとする。

(5) 本協定締結業者の選定については、提出された災害時等における河川巡視及び応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及びそれらに関し確認が必要な場合において資機材保有状況、安全管理等に関するヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

・評価については、希望した対象区間毎に業者を評価し、対象区間毎に協定締結業者として決定する。

なお、対象区間に希望がないなどの場合には、参加表明をいただいた業者の中で、複数区間の協定締結や、他区間への協力などを調整させて頂く場合がある。その後、八代河川国道事務所において協定締結区間を決定する。

・特定区間において希望する業者がなく業者選定が出来ない場合でも、他区間については協定の締結を行うものとする。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

なお、河川巡視を実施した場合は実績により月毎に精算支払いするものとする。

## 2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 協定締結時に九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、平成23・24年度一般土木工事に係るC等級及び維持修繕の有資格業者の認定を受けていること。ただし、申請書提出時点において、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、一般土木工事に係るC等級及び維持修繕の一般競争参加資格の認定を申請していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本店の所在地が八代河川国道事務所管内(八代市、人吉市、八代郡(氷川町)、葦北郡(芦北町)、球磨郡)にあること。また、希望する対象区間については、八代河川国道事務所の各出張所管内に本店の所在地があることとし、表-2のとおりとする。

(表-2) 各出張所管内における該当本店所在地

| 出張所管内 | 対象区間名         | 協定締結業者数 | 本店の所在地   |
|-------|---------------|---------|--|
| 八代    | 八代-1<br>~八代-6 | 6       | 八代市、八代郡(氷川町)、葦北郡(芦北町)<br>球磨郡(球磨村)                              |
| 人吉    | 人吉-1<br>~人吉-5 | 5       | 人吉市、球磨郡(球磨村、山江村、五木村、<br>相良村、錦町、あさぎり町、湯前町、水上村、<br>多良木町)葦北郡(芦北町) |

- (5) 経常建設共同企業体にあつては、平成22年4月1日から九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係るC等級及び維持修繕の有資格業者(平成22年度現在のランクがCランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び平成24年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。  
なお、経常建設共同企業体が平成22年4月1日から現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。  
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

電話：0965-32-7442（直通）

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 工務第一課

担当：課長 寺下 進一（内線311）

専門員 宮元 謙次（内線313）

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成23年2月22日（火）から平成23年3月8日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：1. 〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 3階 工務第一課内  
2. 〒866-0051 熊本県八代市麦島東町1-2  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 八代出張所  
3. 〒868-0007 熊本県人吉市下青井町1  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 人吉出張所

③ 交付方法：手渡しにより交付する。

#### (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：平成23年2月22日（火）から平成23年3月8日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 3階 工務第一課内

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

### 4 その他

#### (1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(2) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

# 技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所が管理する球磨川直轄管理区間における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成23年2月22日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 笠井 雅広  
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

## 3. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する球磨川直轄管理区間において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

### (2) 基本協定区間

基本協定締結の巡視区間は表-1のとおりであり、11区間それぞれに各々の業者と基本協定を締結するものとする。ただし、1.(5)により対象区間が複数になる場合がある。なお、緊急時の災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とした災害対策用機械機器等の運用を各出張所管内の全区間にて行うものとする。災害対策用機械機器等は別表-1のとおりである。

また、表-1の運用範囲（ポンプ車）に「運用区間」と記載してある協定業者においては、内水対策を目的とした排水ポンプ車の運用を各出張所管内の運用区間にて行うものとする。

(表-1) 基本協定締結区間

| 番号 | 区間名  | 基本協定巡視区間 |          |                                    |  | 距離               | 運用範囲             |            |
|----|------|----------|----------|------------------------------------|--|------------------|------------------|------------|
|    |      |          |          |                                    |  |                  | 災害災害対策用<br>機械機器等 | ポンプ車       |
| 1  | 八代-1 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 0k000 ~ 6k000<br>0k000 ~ 5k300     | 八代市鼠蔵町から球磨川堰付近まで<br>八代市水島町から夕葉橋まで      | 6.000<br>5.300   | 八代出張所管内          | 八代<br>運用区間 |
| 2  | 八代-2 | 前川       | 右岸<br>左岸 | 0k600 ~ 5k130<br>0k800 ~ 5k100     | 八代市新開町から球磨川分派地点まで<br>八代市中北町から球磨川分派地点まで | 4.530<br>4.300   |                  |            |
|    |      | 南川       | 右岸<br>左岸 | 0k800 ~ 2k970<br>0k310 ~ 2k880     | 八代市中北町から球磨川分派地点まで<br>八代市北原町から球磨川分派地点まで | 2.170<br>2.570   |                  |            |
| 3  | 八代-3 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 6k000 ~ 13k300<br>5k300 ~ 13k300   | 球磨川堰付近から深水橋まで<br>夕葉橋から深水橋まで            | 7.300<br>8.000   |                  |            |
| 4  | 八代-4 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 13k300 ~ 19k900<br>13k300 ~ 19k900 | 深水橋から荒瀬ダムまで<br>深水橋から荒瀬ダムまで             | 6.600<br>6.600   |                  |            |
| 5  | 八代-5 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 19k900 ~ 28k900<br>19k900 ~ 28k900 | 荒瀬ダムから瀬戸石ダムまで<br>荒瀬ダムから瀬戸石ダムまで         | 9.000<br>9.000   |                  |            |
| 6  | 八代-6 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 28k900 ~ 37k300<br>28k900 ~ 37k300 | 瀬戸石ダムから神瀬橋まで<br>瀬戸石ダムから神瀬橋まで           | 8.400<br>8.400   | 運用区間外            |            |
| 7  | 人吉-1 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 37k300 ~ 48k200<br>37k300 ~ 48k200 | 神瀬橋から球磨橋まで<br>神瀬橋から球磨橋まで               | 10.900<br>10.900 | 人吉出張所管内          | 人吉<br>運用区間 |
| 8  | 人吉-2 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 48k200 ~ 59k400<br>48k200 ~ 59k400 | 球磨橋から西瀬橋まで<br>球磨橋から西瀬橋まで               | 11.200<br>11.200 |                  |            |
|    |      | 万江川      | 左右岸      | 0k000 ~ 0k850                      | 球磨川合流地点から万江川橋まで                        | 1.700            |                  |            |
| 9  | 人吉-3 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 59k400 ~ 69k600<br>59k400 ~ 69k600 | 西瀬橋から錦大橋まで<br>西瀬橋から錦大橋まで               | 10.200<br>10.200 |                  |            |
|    |      | 川辺川      | 左右岸      | 0k000 ~ 2k380                      | 球磨川合流地点から柳瀬橋まで                         | 4.760            |                  |            |
| 10 | 人吉-4 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 69k600 ~ 80k000<br>69k600 ~ 80k000 | 錦大橋から中島橋まで<br>錦大橋から中島橋まで               | 10.400<br>10.400 |                  |            |
| 11 | 人吉-5 | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 80k000 ~ 91k800<br>80k000 ~ 91k800 | 中島橋付近から幸野ダム直下流まで<br>中島橋付近から幸野ダム直下流まで   | 11.800<br>11.800 |                  |            |

(3) 協定期間 平成23年4月1日(予定) ~ 平成24年3月31日

(4) 希望区間毎に人員配置が可能であれば複数班にて複数区間を希望できるものとする。

(5) 本協定締結業者の選定については、提出された災害時等における河川巡視及び応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及びそれらに関し確認が必要な場合において資機材保有状況、安全管理等に関するヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

・評価については、希望した対象区間毎に業者を評価し、対象区間毎の上位業者を協定締結業者として決定する。なお、選定については別紙1の基準により行うものとする。

なお、特定の区間において希望業者がないなどの場合には、参加表明をいただいた業者の中で、複数区間の協定締結や、他区間への協力などを調整させて頂く場合がある。その後、八代河川国道事務所において協定締結区間を決定する。

・特定区間において希望する業者がなく業者選定が出来ない場合でも他区間については協定の締結を行うものとする。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

なお、河川巡視を実施した場合は実績により月毎に精算支払いするものとする。

#### 4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 協定締結時に九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、平成23・24年度一般土木工事に係るC等級及び維持修繕の有資格業者の認定を受けていること。ただし、申請書提出時点において、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、一般土木工事に係るC等級及び維持修繕の一般競争参加資格の認定を申請していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本店の所在地が八代河川国道事務所管内(八代市、人吉市、八代郡(氷川町)、葦北郡(芦北町)、球磨郡)にあること。また、希望する対象区間については、八代河川国道事務所の各出張所管内に本店の所在地があることとし、表-2のとおりとする。

(表-2) 各出張所管内における該当本店所在地

| 出張所管内 | 対象区間名         | 協定締結業者数 | 本店の所在地  |
|-------|---------------|---------|---|
| 八代    | 八代-1<br>~八代-6 | 6       | 八代市、八代郡(氷川町)、葦北郡(芦北町)<br>球磨郡(球磨村)                               |
| 人吉    | 人吉-1<br>~人吉-5 | 5       | 人吉市、球磨郡(球磨村、山江村、五木村、<br>相良村、錦町、あさぎり町、湯前町、水上村、<br>多良木町) 葦北郡(芦北町) |

- (5) 経常建設共同企業体にあつては、平成22年4月1日から九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係るC等級及び維持修繕の有資格業者(平成22年度現在のランクがCランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び平成24年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が平成22年4月1日から現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、希望する対象区間及び、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：平成23年2月22日（火）から平成23年3月8日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2  
電 話：0965-32-7442（直通）  
FAX：0965-32-1608  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 工務第一課  
担 当：課 長 寺下 進一（内線311）  
専門員 宮元 謙次（内線313）
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

- ①会社の代表印を押印すること。
- ②希望する区間（出張所管内名）を必ず記入すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成23年3月16日（水）までに書面（FAX）にて通知する。

## 6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。（様式は自由とする。）

- ① 提出期限：平成23年3月23日（水） 17時00分。
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。  
（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所工務第一課へ電話で確認すること。

(2) 当職は、説明を求められたときは、平成23年3月30日（水）までに説明を求めた者に対し、書面（FAX）にて回答する。

## 7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

| 記載事項                          | 内容に関する留意事項  |
|-------------------------------|---|
| (1) 申請書<br>[様式-1]             | ①様式は[様式-1]とし、必ず会社の代表者印を押印すること。<br>②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。   |
| (2) 工実施体制<br>[様式-2]<br>[様式-3] | ①様式は[様式-2]及び[様式-3]とする。<br>②堤防の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。<br>③保有資機材については、平成23年3月8日時点において自社保有の |

|  |  |
|--|--|
|  | 物とする。  |
| (3) 施工実績<br>(過去5ヶ年度+当該年度における八代河川国道事務所発注工事)<br><br>[様式-4] | ①様式は「様式-4」とする。<br>②対象となる工事は、過去5ヶ年度+当該年度(平成17年4月1日から平成23年3月8日までの間)に完成した八代河川国道事務所発注の土木関係工事(一般土木工事及び維持修繕工事)すべて記載する。但し、堤防除草工事は対象としない。<br>③単体会社であっても、過去JV構成員として工事实績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事实績も対象とする。   |
| (4) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績<br><br>[様式-5]                     | ①様式は「様式-5」とする。<br>②対象となる協定は、本技術資料等説明資料3.(2)と同様に河川における災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度(平成20年4月1日から平成23年3月8日までの間)に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。<br>③なお、河川における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。<br>但し、協定又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは対象としない。<br>④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。<br>⑤実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。 |
| (5) 洪水時河川巡視の活動実績<br><br>[様式-6]                           | ①様式は「様式-6」とする。<br>②対象は、降雨に伴い河川水位が上昇した場合などにおいて、河川区域を実施した河川巡視とし、過去2ヶ年度+当該年度(平成20年4月1日から平成23年3月8日までの間)に活動したものとす。<br>③記載に当たっては、河川巡視業務を元請けしているか下請けかについて、「契約形態」の欄に記載すること。<br>④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。<br>⑤実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。   |
| (6) 技術開発の実績<br><br>[様式-7]                                | ①様式は「様式-7」とする。<br>②対象は、公共工事に活用できる新技術を開発・実用化し、国土交通省の新技術情報提供システム(NETIS)に登録したものとす。<br>③経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。  |
| (7) 若手技術者(新規学卒者)の採用状況<br><br>[様式-8]                      | ①様式は「様式-8」とする。<br>②対象は、過去5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間)に高校・大学・専門学校等卒業後、採用した新規学卒者で土木系学科を専攻・卒業した者とする。<br>③但し、高校・大学・専門学校等卒業後、他の会社等に所属し、その後入社した者は対象としない。<br>④記載した若手技術者との雇用関係を証明するもの、生年月日及び土木系学科を専攻・卒業した証となるものの写しを添付する<br>但し、この証明に不必要な事項又は個人情報黒塗りして添付すること。  |

## 8. 評価に関する事項等

| 評価項目 | 評価内容 | ウエブ | ヒアリング |
|------|------|-----|-------|
|------|------|-----|-------|

|              |   |      |   |
|--------------|---|------|---|
| 工事実施体制       | <b>■工事実施体制</b><br>(様式-2・3より評価)<br>・様式-2・3の内容及び資機材保有状況、安全管理等の内容について確認が必要な場合はヒアリングを実施する。<br>(なお、H22協定締結業者はヒアリングを免除する) | 15   | ○ |
|              | <b>■保有技術者(国家資格等の人数)</b><br>・土木施工管理技士(一級・二級)<br>・建設機械施工技士(一級・二級)   | 15   |   |
| 施工実績         | <b>■施工実績</b><br>(様式-4により評価)<br>・過去5ヶ年度+当該年度における八代河川国道事務所発注の施工実績(一般土木工事及び維持修繕工事)                                     | 10   |   |
|              | <b>■工事成績の評価</b><br>・九州地方整備局発注の過去2ヶ年度+当該年度における土木関係工事の平均点   | 10   |   |
|              | <b>■工事成績の評価(65点未満)</b><br>・九州地方整備局発注の過去1年間+当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無<br>(単体、JV両方の工事成績も評価に反映する)                        | (減点) |   |
| 工事の安全確保      | <b>■表彰</b><br>・九州地方整備局発注工事で直近2ヶ年における「安全施工」又は「優良施工」の局長表彰又は事務所長表彰の有無  | 10   |   |
|              | <b>■安全管理の状況</b><br>・過去1年間の死亡事故等の状況  | (減点) |   |
| 防災業務の実績      | <b>■災害時応急対策工事等の協定締結の実績</b><br>(様式-5により評価)<br>・河川における過去2ヶ年度+当該年度における協定等締結の実績   | 10   |   |
| 洪水時河川巡視の活動実績 | <b>■洪水時河川巡視の活動実績</b><br>(様式-6により評価)<br>・過去2ヶ年度+当該年度における洪水時河川巡視の実績   | 10   |   |
| その他          | <b>■技術開発等</b><br>(様式-7により評価)<br>・新技術を開発・実用化し、国土交通省の新技術情報提供システム(NETIS)に登録した実績  | 10   |   |
|              | <b>■若手技術者(新規学卒者)の採用状況</b><br>(様式-8により評価)<br>・過去5年間に土木系学科を専攻・卒業した新規学卒者の採用人数  | 10   |   |

## 9. ヒアリング(内容確認が必要な場合)

- ① 日時:平成23年3月8日(火)から平成23年3月15日(火)までの間を予定している。
- ② 方法:ヒアリングは電話により行う。

- ③ ヒアリング内容：堤防の決壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定して作成された「工事実施体制（様式－２・３）」の内容及び資機材調達方法、安全管理等について、内容確認が必要な場合においてヒアリングを実施する。
- ④ 対象者：ヒアリング対象者は「工事実施体制（様式－２）」の災害対策責任者、又は、災害対策副責任者とし、必ず本人が対応するものとする。

## 10. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、上記５．(1) ②に同じ。

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成２３年２月２２日（火）から平成２３年３月８日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。
- ② 交付場所：１．〒８６６－０８３１ 熊本県八代市萩原町１丁目７０８－２  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 工務第一課  
２．〒８６６－００５１ 熊本県八代市麦島東町１－２  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 八代出張所  
３．〒８６８－０００７ 熊本県人吉市下青井町１  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 人吉出張所
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成２３年２月２２日（火）から平成２３年３月８日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
- ② 提出場所：〒８６６－０８３１ 熊本県八代市萩原町１丁目７０８－２  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 ３階 工務第一課内
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

## 11. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：平成２３年２月２２日（火）から平成２３年３月２日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
- ② 提出場所：上記５．(1) ②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。  
(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所工務第一課へ電話で確認すること。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により平成２３年３月４日（金）までに行う。

## 12. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出及び上記９．ヒアリングに基づき評価・決定する。その結果は、平成２３年３月１６日（水）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

### 13. その他

(1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(2) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

(5) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

災害対策用機械機器等の一覧表

別表－1

災害対策車両

| 機 械 名    | 規 格        | 業 務 内 容                    | 保有事務所     | 備 考    |
|----------|------------|----------------------------|-----------|--------|
| 排水ポンプ車   | 30m3/min   | 災害地での設置・排水作業・撤去及び運搬        | 八代河川国道事務所 |        |
| 対策本部車    | 拡幅型        | 災害地での設置・撤去及び返納運搬           | 九州管内各所    |        |
| 情報収集車    | 4×4D       | 災害地での情報収集及び返納運搬            |           |        |
| 待機支援車    |            | 災害地での設置・撤去及び返納運搬           |           |        |
| 排水ポンプ車   | 20m3/min   | 災害地での設置・排水作業・照明作業・撤去及び返納運搬 |           | 照明装置付き |
|          | 30m3/min   | 災害地での設置・排水作業・撤去及び返納運搬      |           |        |
|          | 60m3/min   |                            |           |        |
|          | 150m3/min  |                            |           |        |
| 作業車      | 3t車、2.9t吊り | 土のう造成機等運搬                  |           |        |
| 土のう造成機   | 自走式        | 災害地での土のう造成作業及び運搬           |           |        |
| 照明車      | 4×4 15KVA  | 災害地での設置・照明作業・撤去及び返納運搬      |           |        |
| 簡易遠隔操縦装置 | バックホウ用     | 遠隔操縦による土砂撤去作業等             |           |        |
|          | ブルドーザ用     |                            |           |        |
|          | クローラタンク用   |                            |           |        |

大型運転免許対象車両

| 機 械 名  | 規 格       | 業 務 内 容               | 保有事務所     | 備 考 |
|--------|-----------|-----------------------|-----------|-----|
| 対策本部車  | 拡幅型       | 災害地での設置・撤去及び返納運搬      | 宮崎河川国道事務所 |     |
| 排水ポンプ車 | 20m3/min  | 災害地での設置・排水作業・撤去及び返納運搬 | 九州管内各所    |     |
|        | 60m3/min  |                       |           |     |
|        | 150m3/min |                       |           |     |

別紙1

- ①. 希望にかかわらず1業者のみ希望している区間がある場合は、当該区間で決定する。

|    | 評価結果 | ○-1区間 |
|----|------|-------|
| A社 | 75   | 第2希望  |
| B社 | 74   |       |
| C社 | 73   |       |

- ②. 同一区間に複数業者の希望がある場合は上位希望の業者を優先し、さらに同一希望順位で複数業者該当する場合は評価結果にて決定する。

|    | 評価結果 | ○-2区間    |           |
|----|------|----------|-----------|
| B社 | 74   | 第1希望・第1班 | ← この3社で評価 |
| C社 | 73   | 第1希望・第2班 |           |
| D社 | 73   | 第2希望・第2班 |           |
| E社 | 72   | 第1希望・第1班 |           |

- ③. 同一希望順位で複数業者該当する場合は決定済みの他区間を持つ業者より未決定の業者を優先する。

|    | 評価結果 | ○-2区間    | ○-4区間    |
|----|------|----------|----------|
| B社 | 74   | 第1希望・第1班 | 第1希望・第2班 |
| D社 | 73   | 第2希望・第2班 | 第1希望・第1班 |

- ④. 上記までの基準で、決定出来ない場合はくじ引きにて決定

: 決定業者

別紙1 (参考資料)

|    | 評価結果 | ○-1区間   | ○-2区間                             | ○-3区間    | ○-4区間                                     | ○-5区間                       | ○-6区間    |
|----|------|---------|-----------------------------------|----------|---|-----------------------------|----------|
| A社 | 75   | 第2希望    |                                   |          | 第1希望                                      |                             |          |
| B社 | 73   |         | 第1希望・第1班                          |          | 第1希望・第2班                                  | 第2希望・第2班                    |          |
| C社 | 72   |         | 第1希望・第2班                          | 第1希望・第1班 | 第2希望・第1班                                  | 第2希望・第2班                    |          |
| D社 | 74   |         | 第2希望・第2班                          | 第2希望・第1班 | 第1希望・第1班                                  | 第1希望・第2班                    |          |
| E社 | 72   |         | 第1希望・第1班                          |          | 第2希望・第1班                                  | 第2希望・第2班                    | 第1希望・第2班 |
|    | 決定理由 | ①により決定。 | ②によりB社、C社、E社を選定。<br>評価結果によりB社に決定。 | ②により決定   | ②によりA社、B社、D社を選定。<br>④により他に決定区間を持たないD社に決定。 | 全社決定区間を持っているため<br>②によりD社に決定 | ①により決定。  |

※複数班希望された場合で、希望された班数より少ない数で区間が決定された場合は提出された班のどの編成で締結されても良いものとします。

例1：B社は2班希望して、1班だけ決定されたので、第1班及び第2班のどちらの編成でも協定締結できる。

例2：D社は2班希望して、2班とも決定されているので、編成は固定される。

(様式－１)

## 協定締結参加資格確認申請書

平成 2 3 年〇〇月〇〇日

国土交通省九州地方整備局

八代河川国道事務所長

笠井 雅広 宛

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 住 所    | 〒000-0000<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 |
| 商号又は名称 | 株式会社〇〇建設                    |
| 代表者氏名  | 代表取締役 〇〇 〇〇 印               |

平成 2 3 年 2 月 2 2 日付けで公告があった「八代河川国道事務所が管理する球磨川直轄管理区間における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結」に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

希望する区間名（複数可）

※複数区間を希望する場合、様式－１－②に優先順位を記入すること

なお、下記 1～8 に掲げる添付資料及び 9 に掲げる事項については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 技術資料等説明資料 7. (2) に定める工事実施体制を記載した書面 [様式－ 2]
2. 技術資料等説明資料 7. (2) に定める保有資機材を記載した書面 [様式－ 3]
3. 技術資料等説明資料 7. (3) に定める施工実績を記載した書面 [様式－ 4]
4. 技術資料等説明資料 7. (4) に定める災害時応急対策工事等の協定締結の実績 [様式－ 5]
5. 技術資料等説明資料 7. (5) に定める洪水時河川巡視の活動実績を記載した書面 [様式－ 6]
6. 技術資料等説明資料 7. (6) に定める技術開発の実績を記載した書面 [様式－ 7]
7. 技術資料等説明資料 7. (7) に定める若手技術者の採用状況を記載した書面 [様式－ 8]
8. 技術資料等説明資料 7. (5)、(6)、(8) に定める資格証等の写し
9. 技術資料等説明書 4. (1)～(7) に定める条件を満たしていること。
10. 問い合わせ先  
担 当 者： 〇〇 〇〇  
部 署： 〇〇部〇〇課  
電話番号： 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0 (代) [内線 0 0 0 0]

(様式-1-②)

## 希望区間優先順位表

会社名：\_\_\_\_\_

| 優先順位 | 区間名 |
|------|-----|
| 1    |     |
| 2    |     |
| 3    |     |
| 4    |     |
| 5    |     |
| 6    |     |

※複数区間希望する場合に記入して下さい。  
※複数の班で希望される場合は、班毎に作成し提出すること

## 工事実施体制

会社名：  
希望区間名：

| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">会社名等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">災害対策責任者</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">災害対策副責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">災害対策副責任者</div> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">現場責任者</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">施工管理</th> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 20%;">資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>工程管理</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>品質管理</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>出来形管理</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>写真管理</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>副産物管理</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">安全管理</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">安全管理</th> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 20%;">資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>労務安全管理</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>交通安全管理</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全巡視管理</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">車両・重機</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">機械管理</th> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 20%;">資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>機械管理</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>重機管理</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">資材調達</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;">協力業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;">協力業者</div> | 施工管理 | 氏名 | 資格 | 工程管理 |  |  | 品質管理 |  |  | 出来形管理 |  |  | 写真管理 |  |  | 副産物管理 |  |  | 安全管理 | 氏名 | 資格 | 労務安全管理 |  |  | 交通安全管理 |  |  | 安全巡視管理 |  |  | 機械管理 | 氏名 | 資格 | 機械管理 |  |  | 重機管理 |  |  |
|--|---|------|----|----|------|--|--|------|--|--|-------|--|--|------|--|--|-------|--|--|------|----|----|--------|--|--|--------|--|--|--------|--|--|------|----|----|------|--|--|------|--|--|
| 施工管理   | 氏名  | 資格   |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 工程管理   |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 品質管理   |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 出来形管理  |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 写真管理   |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 副産物管理  |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 安全管理   | 氏名  | 資格   |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 労務安全管理   |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 交通安全管理   |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 安全巡視管理   |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 機械管理   | 氏名  | 資格   |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 機械管理   |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |
| 重機管理   |   |      |    |    |      |  |  |      |  |  |       |  |  |      |  |  |       |  |  |      |    |    |        |  |  |        |  |  |        |  |  |      |    |    |      |  |  |      |  |  |

- ※ 施行体制表については、各社の実情に合わせて適宜変更・修正して作成して下さい。緊急的な応急復旧工事であり、複数の予定技術者を配置しておいても構いません。
- ※ 様式－ 1 で複数区間及び複数班希望した場合、区間毎及び班毎の工事実施体制表を作成してください。



[様式 - 4]

八代河川国道事務所発注工事（過去5ヶ年度＋当該年度）における同種工事（河川工事等）の施工実績

会社名： \_\_\_\_\_

|                   |  |
|-------------------|--|
| 工事件数（過去5ヶ年度＋当該年度） |  |
|-------------------|--|

|   |      |  |      |  |       |  |
|---|------|--|------|--|-------|--|
| 1 | 工事名称 |  | 施工場所 |  | 契約金額  |  |
|   | 工期   |  |      |  | 受注形態等 |  |
|   | 工事概要 |  |      |  |       |  |
| 2 | 工事名称 |  | 施工場所 |  | 契約金額  |  |
|   | 工期   |  |      |  | 受注形態等 |  |
|   | 工事概要 |  |      |  |       |  |
| 3 | 工事名称 |  | 施工場所 |  | 契約金額  |  |
|   | 工期   |  |      |  | 受注形態等 |  |
|   | 工事概要 |  |      |  |       |  |

※1. 平成17年4月1日から平成23年3月8日までの間に完成した工事を対象として下さい。

※2. CORINSにおいて登録している工事の場合は、工事名の前に「◎」印を記入して下さい。

※3. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての工事について記載して下さい。

[様式－5]

### 災害時応急対策工事等の協定締結の実績（過去2ヶ年度＋当該年度）

会社名： \_\_\_\_\_

災害時応急対策工事等の協定締結の実績（過去2ヶ年度＋当該年度）

|   | 協定締結<br>機関名 | 担当部署<br>(TEL) | 締結期間 | 場所または区間 | 協定書<br>の写し<br>※2 |
|---|-------------|---------------|------|---------|------------------|
| 1 |             |               |      |         |                  |
| 2 |             |               |      |         |                  |
| 3 |             |               |      |         |                  |
| 4 |             |               |      |         |                  |
| 5 |             |               |      |         |                  |

※1. 平成20年4月1日から平成23年3月8日までの間に締結した実績を対象として下さい。

※2. 協定書の写しを必ず添付して下さい。添付している場合は「添付」、添付していない場合は「なし」と記載して下さい。

※3. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての件数分記載して下さい。

[様式－6]

## 洪水時河川巡視の活動実績（過去2ヶ年度＋当該年度）

会社名： \_\_\_\_\_

|                           |
|---------------------------|
| 洪水時河川巡視の活動実績（過去2ヶ年度＋当該年度） |
|---------------------------|

|   | 業務実施機関 | 担当部署<br>(TEL) | 契約形態<br>※2 | 業務実施期間 | 場所または区間 | 施設<br>管理者 | 契約書<br>の写し<br>※3 |
|---|--------|---------------|------------|--------|---------|-----------|------------------|
| 1 |        |               |            |        |         |           |                  |
| 2 |        |               |            |        |         |           |                  |
| 3 |        |               |            |        |         |           |                  |
| 4 |        |               |            |        |         |           |                  |
| 5 |        |               |            |        |         |           |                  |

※1. 平成20年4月1日から平成23年3月8日までの間に実施した実績を対象として下さい。

※2. 河川巡視を発注している機関と直接契約している場合は「元請け」、他社の下請けの場合は「下請け」を記載して下さい。

※3. 契約書の写しを必ず添付して下さい。添付している場合は「添付」、添付していない場合は「なし」と記載して下さい。

※4. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての件数分記載して下さい。

[様式－7]

## 技術開発の実績

会社名： \_\_\_\_\_

|            |  |       |  |
|------------|--|-------|--|
| 新技術の名称     |  | 副題    |  |
| NETIS登録番号  |  | 登録年月日 |  |
| 特許の有無      |  |       |  |
| 新技術の概要     |  |       |  |
|            |  |       |  |
|            |  |       |  |
| 新技術の特徴     |  |       |  |
|            |  |       |  |
|            |  |       |  |
|            |  |       |  |
| 適用条件       |  |       |  |
|            |  |       |  |
| 施工・使用上の留意点 |  |       |  |
|            |  |       |  |

※1. 新技術・新工法は、NETIS登録技術のみ記入して下さい。

※2. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての取り組み件数分記載して下さい。

[様式－8]

## 若手技術者（新規学卒者）の採用状況（過去5年間）

会社名： \_\_\_\_\_

新規学卒者の採用状況（過去5年間）

|   | 採用年月日 | ふりがな | 生年月日 | 年齢 | 最終学歴 | 添付資料<br>※2 |
|---|-------|------|------|----|------|------------|
|   |       | 氏名   |      |    |      |            |
| 1 |       |      |      |    |      |            |
| 2 |       |      |      |    |      |            |
| 3 |       |      |      |    |      |            |
| 4 |       |      |      |    |      |            |
| 5 |       |      |      |    |      |            |
| 6 |       |      |      |    |      |            |
| 7 |       |      |      |    |      |            |
| 8 |       |      |      |    |      |            |

※1. 土木系学科を専攻し、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に採用した土木系技術者のみ記載して下さい。

※2. 雇用関係、生年月日、土木系学科専攻がわかる関係資料を添付して下さい。添付している場合は「添付」、添付していない場合は「なし」と記載して下さい。

※3. 記載欄が不足する場合は、枚数を追加し、全ての新規採用者について、記載して下さい。